

## 日立市本社機能移転等促進奨励金概要と申請の流れ

### 1 概要

#### (1) 事業の内容

本社機能の移転、拡充を行う事業者に対して、茨城県に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けることによりオフィス減税、雇用促進税制などの優遇措置を受けることができます。

#### (2) 交付対象者

次のいずれにも該当する事業者（個人事業主又は法人）

○特定業務施設整備計画について、茨城県知事から移転型または拡充型の認定を受けた認定事業者

・移転型とは

東京23区から日立市に本社機能の全部または一部を移転する場合等が該当

【例】

- ・東京23区に本社を置く企業が日立市に本社を移転
- ・日立市に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能を移転
- ・東京23区に本社を置く企業が、日立市に本社機能の一部を移転

・拡充型とは

地方で本社機能を拡充する場合等が該当

【例】

- ・日立市に本社を置く企業がその本社を増築
- ・東京23区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転
- ・日立市において、新しく起業するために本社を整備

○上記計画に従って新設、または増設した特定業務施設(※)において、本社機能に係る業務を行っていること

○納期限の到来した市税を完納していること

※特定業務施設とは

「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所

#### (3) 指定地域

別紙のとおり

#### (4) 指定業種

全業種（風俗営業を除く）

### 2 補助内容

#### (1) 本社機能施設整備奨励金（上限 各年度1億円）

○補助額

固定資産税相当額及び都市計画税相当額（3年間）

○対象となる固定資産（以下の全てを満たす固定資産が対象となります）

- ・新設または増設するために取得した特定業務施設に係る固定資産
- ・認定特定業務施設整備計画に従って取得した固定資産

※固定資産とは、貸借対照表に資産として計上され、固定資産税の課税対象となるものが対象（購入、建設、増改築、リース含む）

- ・ 認定期間内に取得した固定資産

○奨励金の支払時期

- ・ 事業開始の翌々年度
- ・ 例：令和4年度事業会議→令和5年1月1日固定資産税賦課→令和5年中にお支払い→支払相当額を令和6年度にお支払い

(2) 本社機能設備移設奨励金(上限 2,500万円)

○補助額

設備等の移設経費を半額補助

○対象となる経費

計画に従って新設または増設した特定業務施設において、業務に必要な設備等を、他の事務所から特定業務施設に移設するために要した経費（設備の分解、梱包、輸送、設置、組み立て費用など）

○奨励金の支払時期

- ・ 本社機能移転に係る全ての設備の移設が完了した日の翌年度

(3) 雇用促進奨励金（上限 各年度3,000万円）

○補助額

特定業務施設において、1年以上継続して従事している正規雇用従業員が5人以上（中小企業は2人以上）増加した場合、次の全てに該当する従業員1人につき30万円交付

- ・ 認定を受けた計画期間内に新たに雇用した者、または日立市外の事業所等からの配置換えにより配置した
- ・ 交付基準日（事業開始日の翌年度以降の同月同日）において、1年以上日立市に住所を有している
- ・ 過去当該事業者には正規雇用の従業員として雇用されたことがない

○特例

雇用または配属された日に40歳未満であった従業員については、引き続き従事していることができた場合は3年間交付

○支払時期

事業開始日から1年を経過した日以降

○提出書類（該当する事業者には市から別途ご案内します）

- ・ 申請書
- ・ 従業員名簿（従業員が2人以上増加したことが分かるもの）
- ・ 増加従業員に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 増加従業員に係る勤務表の写し

### 3 補助金交付までの流れと手続き

(1) 事業開始日までに以下の書類を提出

- ・事業計画書
- ・認定通知書・計画書の写し
- ・会社概要（パンフレット等）
- ・定款及び法人の登記事項証明書
- ・直近の決算書類
- ・常時雇用する従業員の数が分かる書類（賃金台帳、雇用者名簿など）
- ・見積書など投資規模が分かる書類

※事業開始日とは、事業者として利益を得るために行う事業活動を開始したと一般的に認識される日をいい、当該オフィスにおいて、管理、営業等の事務を開始した日をいいます。

(2) 事業開始日後ひと月以内に以下の書類を提出

- ・事業開始届
- ・事業開始を証する書類（取引先への案内文書、HPへの掲載内容等）

(3) 支払い

提出いただく書類については、該当する事業者にも市から別途ご案内します。

以 上